

資料5

令和5年9月19日  
医療審議会計画部会

---

# 基準病床数

---

令和5年9月19日  
青森県健康福祉部

# 基準病床数

## 基準病床数の目的

- 病床の整備について、**病床過剰地域から非過剰地域**へ誘導することを通じて、**病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定の水準以上の医療を確保**する。

## 仕組み

- 病院又は診療所の開設等を行う場合は、都道府県知事（保健所設置市長、特別区長）に開設等の許可申請を行い、許可を受ける必要。（医療法第7条）
- 開設等の許可に対し、既存の病床数が基準病床数を超える地域（病床過剰地域）では、以下のとおり対応。

### ①公的医療機関等

- ・都道府県知事は、都道府県医療審議会の意見を聴いて、**許可をしないことができる**。（医療法第7条の2）  
※公的医療機関等：医療法第31条に定める公的医療機関（都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者（地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会等）の開設する医療機関）及び医療法第7条の2第1項2号から8号に掲げる者（共済組合、健康保険組合、地域医療機能推進機構等）が開設する医療機関

### ②その他の医療機関

- ・都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、都道府県医療審議会の意見を聴いて、**開設・増床等に関して、勧告を行うことができる**。（医療法第30条の11）
- ・病床過剰地域において、開設許可等に係る都道府県知事の**勧告に従わない場合は、保険医療機関の指定を行わないことができる**。（健康保険法第65条第4項）

# 第7次計画の基準病床数

## 療養病床及び一般病床

- 療養病床及び一般病床の基準病床数は、二次保健医療圏毎に算定する。
- 基準病床数と既存病床数を比較すると、県全体では既存病床数が154床多く、津軽地域、八戸地域、西北五地域が病床過剰地域となっている。

	基準病床数（第7次）			既存病床数		差異 ②-①
	療養病床	一般病床	合計①	策定時 H30.4.1	現状② R5.8.1	
津軽地域	998	2,238	3,236	3,622	3,403	167
八戸地域	842	2,150	2,992	3,129	3,038	46
青森地域	799	2,263	3,062	3,186	2,933	▲ 129
西北五地域	472	459	931	1,201	1,137	206
上十三地域	448	811	1,259	1,191	1,160	▲ 99
下北地域	226	374	600	563	563	▲ 37
合計	3,785	8,295	12,080	12,892	12,234	154

## 精神、結核及び感染症病床

- 精神病床、結核病床及び感染症病床は県全体で算定する。
- 精神病床の基準病床数と既存病床数を比較すると、既存病床数が745床多くなっている。

	基準病床数 （第7次） ①	既存病床数		差異 ②-①
		策定時 H30.4.1	現状② R5.4.1	
精神病床	3,472	4,453	4,217	745
結核病床	33	33	33	0
感染症病床	30	29	※ 29	▲ 1

※2床減少予定（手続き中）

# 第8次計画の療養病床及び一般病床

## 算定方法（国作成指針）

療養病床及び一般病床数の基準病床数 = **ア** + **イ** ± **ウ**

### ア：療養病床

$$\left( \begin{array}{l} \textcircled{1} \\ \text{人口} \end{array} \times \begin{array}{l} \textcircled{2} \\ \text{療養病床入} \\ \text{院受療率} \end{array} - \begin{array}{l} \textcircled{3} \\ \text{在宅医療等} \\ \text{で対応可能} \\ \text{な数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{流入入院} \\ \text{患者数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{流出入院} \\ \text{患者数} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \textcircled{4} \\ \text{病床} \\ \text{利用率} \end{array}$$

### イ：一般病床

$$\left( \begin{array}{l} \textcircled{1} \\ \text{人口} \end{array} \times \begin{array}{l} \textcircled{5} \\ \text{一般病床} \\ \text{退院率} \end{array} \times \begin{array}{l} \textcircled{6} \\ \text{平均在院} \\ \text{日数} \end{array} + \begin{array}{l} \text{流入入院} \\ \text{患者数} \end{array} - \begin{array}{l} \text{流出入院} \\ \text{患者数} \end{array} \right) \div \begin{array}{l} \textcircled{4} \\ \text{病床} \\ \text{利用率} \end{array}$$

### ウ：都道府県を超えた患者流出入

人口都道府県外への流出入を見込む場合、それぞれの都道府県間で調整協議を行い、合意を得た数を加減。

※第8次計画においては、受療動向調査を踏まえ「ウ：都道府県を超えた患者流出入」は選定しない。

①人口	性・年齢階級別の値
②療養病床入院受療率	国が設定した、性・年齢階級別の値を上限として都道府県知事が設定した値
③在宅医療等で対応可能な数	都道府県が、地域医療構想における推計と整合的に設定した値
④病床利用率	国が設定した値を下限として、都道府県知事が設定した値を活用
⑤一般病床退院率	国が設定した、性・年齢階級別かつ地方ブロック別の値
⑥平均在院日数	国が設定した、地方ブロック別の値を上限として、都道府県知事が設定した値